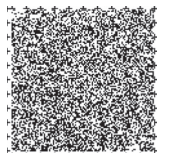


第2章

計画の 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 目標
- 3 計画の性格と位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 重点課題



第2章

計画の基本的な考え方

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の内容

第4章 施策の展開

1 基本理念

「男女平等を進める条例」の7つの基本理念を第4次行動計画の基本理念としています。

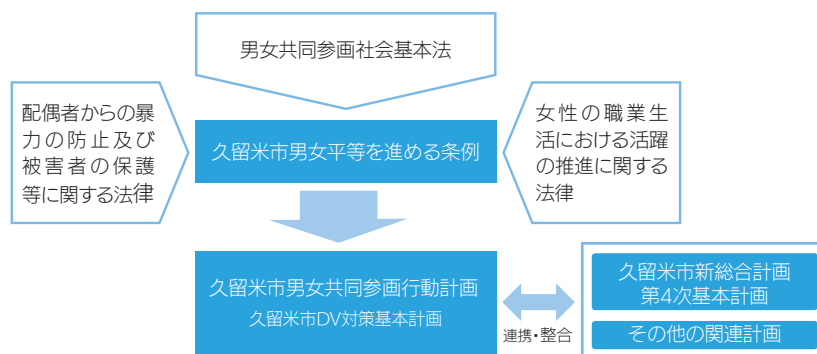
- 1 男女が性別により差別されことなく、その人権が尊重されること
- 2 社会における制度又は慣行において、男女平等の推進を阻害する要因となっているものを取り除くこと
- 3 あらゆる教育の場での男女平等の推進
- 4 政策・方針の立案及び決定に参画する機会の平等な確保
- 5 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られ、家族が共に家庭責任を果たし、地域や個人の活動ができること
- 6 男女が生涯健康な生活を営み、自分の身体に関する事柄に対して自己決定ができること
- 7 男女平等の推進は、SDGsなど平和を基盤とした国際的協調の下に行われること

2 目標

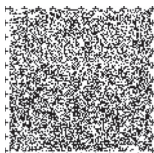
第4次行動計画の目標として「男女の自立と男女共同参画社会の実現」を設定します。

3 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、男女平等を進める条例第16条第1項に基づく「行動計画」です。
- (2) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「※市町村推進計画⁶」を包含します。
- (4) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、「施策の方向Ⅲ 施策1」を「第3次久留米市DV対策基本計画」とします。
- (5) 本計画は、久留米市新総合計画の男女共同参画の推進施策の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。



⁶ 市町村推進計画：施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が該当



4 計画の期間

第4次行動計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 重点課題

第4次行動計画における重点課題は次の6項目とします。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な課題を一層顕在化させています。このような社会情勢の中、男女平等推進の歩みは止めることなく、全ての政策を男女共同参画の視点で取り組んで行くことが必要です。

第4次行動計画においても、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえながら重点課題を定め、施策を進めます。

(1) 男女共同参画の意識づくり

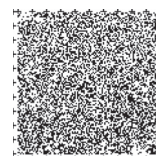
男女共同参画社会の実現を阻害する社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による慣習や慣行、制度は、長い歴史の中で形成されてきました。この根強く残る慣習や慣行、制度を解消していくための啓発や教育は、あらゆる施策の根幹となる重要な取組です。男女平等についての正しい理解の定着を促進し、市民一人ひとりの主体的な行動につなげることができるよう、継続して男女共同参画の意識づくりに取り組むことが重要です。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

SDGsの5番目のゴールに「ジェンダー平等の実現」があり、国も優先課題として取組を推進しています。ジェンダー平等を実現するには、政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠です。本市においても、あらゆる分野に女性が参画し活躍できる機会を広げるための取組を積極的に進めます。

(3) 地域における男女共同参画の促進

地域社会は、人々が安心して生活を送るための重要な基盤でありながら、固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が依然として多く残り、男性中心の価値観や体制となっています。人口減少と少子高齢社会が進行し、近年大規模災害が頻発する中、男女共同参画の視点での地域活動がたいへん重要となっています。男性自身の負担も軽減しながら、活力ある地域社会にしていくためにも女性の参画を進めます。



(4) ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性の活躍促進

働き方やライフスタイル、家族形態の多様化など、社会の変化を背景として男女ともに仕事と家庭を両立させることが必要となっていますが、固定的な性別役割分担意識を背景に家事、育児、介護の多くを女性が担っています。このため出産や育児、介護等を機に仕事をやめたり、働き方を制限したりするなど、女性の能力は十分にいかされていません。誰もが希望する生き方を選択できるようにワーク・ライフ・バランスを実現し、働きたいと希望する女性が、能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を発揮し活躍できることが重要です。

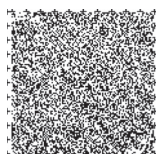
(5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引など女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。最近では、*面前DV⁷ による児童虐待の増加や、DVと子どもへの身体的虐待が同時に起こることによる痛ましい事件も発生していることを受け、DV対応と児童虐待対応のさらなる連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、DVや性暴力被害の増加などが問題視されており、特に、若い世代では、AV出演強要やJKビジネス、レイプドラッグなど性暴力が多様化し、*SNS⁸ の広がりに伴い被害を受ける可能性が高くなっています。

こうした問題を踏まえ、暴力を容認しない意識啓発や被害者の早期発見、相談支援体制の充実が課題となっています。

(6) 貧困等生活上の困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備

女性は出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親や高齢単身女性、非正規雇用労働者などが増加している中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしており、生活上の困難に対応する支援を行うとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るための切れ目のない支援が必要となっています。



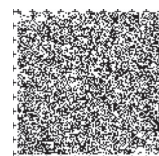
⁷ 面前DV: 子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと。子どもへの心理的虐待にあたる

⁸ SNS (Social Networking Service): 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス

第3章

計画の内容

- 1 施策の体系
- 2 成果指標



第3章

計画の内容

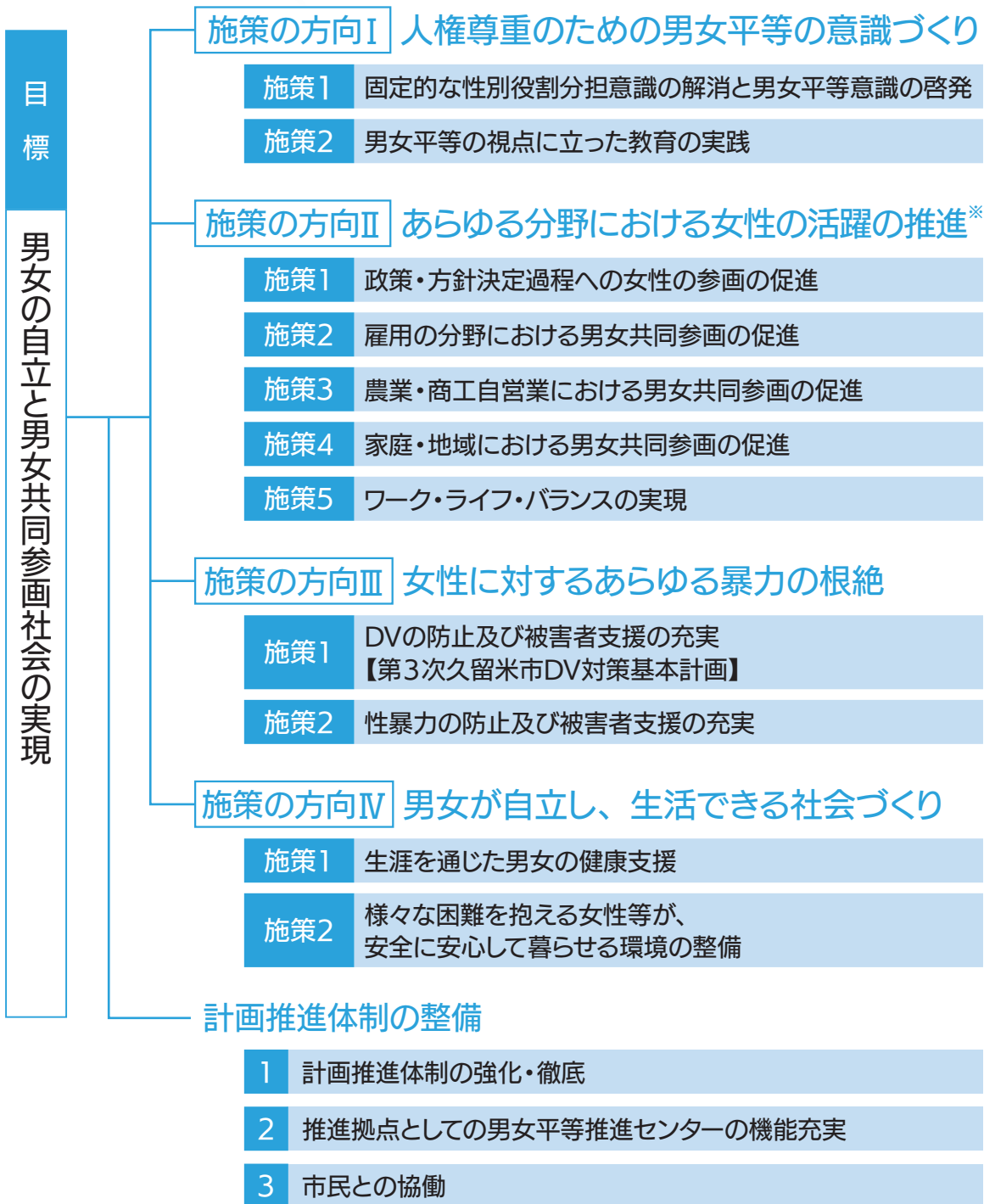
第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の基本的な考え方

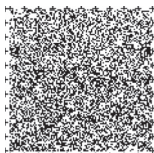
第3章 計画の内容

第4章 施策の展開

1 施策の体系



※女性活躍推進法に定める市町村推進計画

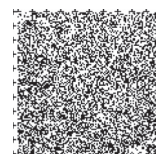


2 成果指標

計画に掲げた施策の推進状況を的確に把握・評価するため、施策ごとに成果指標を設定します。

指標の達成状況については、毎年度把握できるものはその都度整理し、その他のものについては必要な調査等を行った上で、把握・評価します。

施策の方向	施策	成果指標	現状値	目標値
Ⅰ 人権尊重のための 男女平等の意識づくり	1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	66.1% (令和元年度)	79.0% (令和6年度)
	2 男女平等の視点に立った教育の実践	学校教育の場で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	65.2% (令和元年度)	72.0% (令和6年度)
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.9% (R2.4.1現在)	50.0% (R7.4.1現在)
		市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合 (女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	管理職： 15.1% 監督職： 30.4% (R2.4.1現在)	管理職： 20.0% 監督職： 35.0% (R8.4.1現在)
	2 雇用の分野における男女共同参画の促進	職場で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	20.1% (令和元年度)	30.0% (令和6年度)
		女性労働者数(女性雇用保険被保険者数) (新総合計画第4次基本計画前期事業計画)	41,781人 (令和元年度)	43,124人 (令和4年度)
	3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	認定農業者における女性農業者の割合 (第3期食料・農業・農村基本計画)	6.4% (令和元年度)	10.0% (令和7年度)
		筑後地区の中小企業における、女性の平均勤続年数 (福岡県賃金事情)	8.1年 (令和元年度)	13年 (令和6年度)
	4 家庭・地域における男女共同参画の促進	家庭生活で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	22.2% (令和元年度)	30.0% (令和6年度)
		校区コミュニティ組織における女性役員の割合 (新総合計画第4次基本計画)	18.6% (令和2年度)	20.0% (令和7年度)
	5 ワーク・ライフ・バランスの実現	市職員における男性の育児休業取得率 (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画)	29.4% (令和元年度)	50.0% (令和6年度)
		筑後地区における有給取得日数 (福岡県賃金事情)	8.7日 (令和元年度)	11日 (令和6年度)



施策の方向	施策	成果指標	現状値	目標値
Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】	DV被害について「相談しなかった(できなかった)」人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	58.3% (令和元年度)	40.0% (令和6年度)
		DVを人権侵害だと認識する市民の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	73.2% (令和元年度)	80.0% (令和6年度)
	2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談できなかった人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	54.9% (令和元年度)	40.0% (令和6年度)
Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり	1 生涯を通じた男女の健康支援	がん検診の平均受診率 (第2期健康くるめ21計画)	全体の平均受診率: 17.0% 子宮頸がん: 20.6% 乳がん: 18.4% (令和元年度)	全体の平均受診率: 30.0% 子宮頸がん: 40.0% 乳がん: 40.0% (令和4年度)
		自殺者数 (久留米市自殺対策基本計画)	49人 (令和元年度)	44人以下 (令和4年度)
	2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員 (母子世帯・父子世帯)の割合 (子どもの貧困対策推進計画)	母子世帯 49.7% 父子世帯 74.7% (平成28年度)	現状値以上 (令和6年度)

